

住宅用火災警報器の 設置はお早めに！

近年、住宅火災による死者数が増えており、平成17年はデータが残っている昭和54年以降最多の1,223人、平成18年はそれに次ぐ1,187人の方の尊い命が住宅火災により失われ、そのうちの約60%は65歳以上の高齢者の方です。

人数にすると平成17年は693人、平成18年は687人の方が1年間で亡くなっています。

住宅火災で亡くなった人のうち、60～70%は「逃げ遅れ」が原因で命を落としており、早く火災の発生を知っていれば、助かった方も多かったのではと思われる。

火災はどんなに気を付けていても人の意図しないところから発生して、時には爆発的に、時には静かに忍びよってきます。

もし万が一、皆さんの家庭で火災が発生した場合、いち早く知らせてくれるものが住宅用火災警報器なのです。



消防だより

火事・救急は

119

◎ 積丹支署

☎ 44-2352

◎ 野塚分遣所

この警報器は、平成16年に消防法が改正され、全ての戸建住宅やアパートなどに設置が義務づけられました。
※積丹町では…

- ◎住宅を新築する場合は、平成18年6月1日から設置が義務化されています。
- ◎既にある住宅の場合は、平成23年5月31日までに設置しなければなりません。

●購入するには？

消防用設備の取扱店やホームセンター、家電量販店などで販売されており、基準に合格したNSマーク（日本消防検定協会の鑑定合格証）の付いたものを購入の目安としてください。



●警報器にはどんな種類があるのか？

住宅用火災警報器は、大きく分けて煙を感知して警報音や音声を出す「煙式」と、熱を感知する「熱式」の2種類があります。他にはガス漏れを感知するものや、光を発する機器を取り付けることで、耳の不自由な方が火災の発生を音以外の方法で知ることができるものもあります。

積丹町では、「煙式」の警報器が設置義務となります。

●どこに設置しなければならないか？

設置する部屋は、ふだん就寝に使用する部屋（寝室）に設置しなければなりません。また、寝室が2階以上の階にある場合は、その階の階段室の天井にも設置義務があります。

設置するのには特別な資格は必要なく、どなたでも取り付けることができます。

設置例

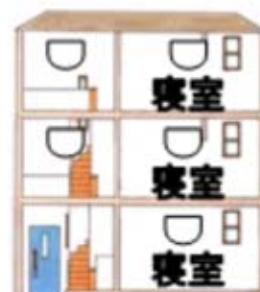
1階建て



2階建て



3階建て



○⇒警報器

住宅用火災警報器について不明な点や疑問があれば、
積丹支署(44-2352)までお問い合わせ下さい。